

生物多様性条約や名古屋議定書が 生物学の研究に及ぼす影響

川崎 浩子

要 旨

海外の生物遺伝資源を利用する研究者にとって、大きな関心事の一つとして、生物多様性条約 (CBD) における、遺伝資源の取得の機会及びその遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 (ABS) について規定した名古屋議定書の発効がある。研究者の中には、本条約をよく知らずにトラブルを起こすケースがある一方、ただただ不安で海外生物資源を利用すること自体をリスクと捉えている人もいるように感じる。名古屋議定書において規定されている内容には、国際ルールにおいて守るべき内容と各国に委ねられている裁量の部分があるので、それらを理解することが必要である。ここでは、生物遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際ルールを理解し、生物遺伝資源を用いた生物学分野の研究開発において考慮すべき点について整理した。正しく理解されることにより、国内外のさまざまな生物遺伝資源を用いた研究活動がより発展していくことを願っている。

1. 生物多様性条約と名古屋議定書

環境条約の一つである生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity; CBD)^{1,2)} は1993年12月に発効した条約で、生物多様性の保全と継続的利用への包括的アプローチを規定した最初の条約である。ここでいう生物多様性とは、すべての生物間の変異性を意味しており、生物種が多いことではなく、高冷地や砂漠のように生物種数がきわめて少ない区域でも、生物多様性にとっては熱帯雨林や湿地のような生物種の多い区域と同様に重要であることを意味している。CBDには以下の三つの主要目的 (CBD第1条) がある。

1. 生物の多様性の保全
2. その構成要素の持続可能な利用
3. 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

三つ目の目的に関連して、2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議において、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる

利益の公正かつ衡平な配分 (Access and Benefit-Sharing, ABS)」に関する名古屋議定書が採択された。2011年2月から2012年2月まで署名のために開放され、91か国およびEUが署名した。日本は2011年5月に署名している。その後、50か国の締結を受けて、2014年10月に名古屋議定書は発効し、COP12と併せて名古屋議定書第1回締約国会議 (COP-MOP1) が開催された。日本の「生物多様性国家戦略2012-2020」では、生物多様性に関する国際目標である愛知目標を踏まえ、国内目標として、可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、対応する国内措置を実施することを目指すこととしている。現在、議定書の締結と実施に向けて、国内制度の検討を進めているところである³⁾。

2. 遺伝資源の取得の機会及びその遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 (ABS)

ABSに関しては、生物多様性条約第15条と、第8条 (j) を理解する必要がある。第15条で、遺伝資源の取得の機会について明記されている。第15条では、「第1項：各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。」とされている。すなわち、海外の遺伝資源を取得したい場合は、その国に遺伝資源の管轄権があるので、その国の国内法に従って手続きする必要がある。「第2項：締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。」ともあり、CBDはアクセスを制限するためのものではなく、提供する側の配慮も必要であることが併記されている。「第3項：この条約の適用上、締約国が提供する遺伝資源でこの条、次条及び第19条に規定するものは、当該遺伝資源の原産国である締約国又はこの条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国が提供するものに限る。」とある。ここでは、CBDの対象となる遺伝資源は、原産国から直接提供される場合またはCBD発効後規定に従い輸入した締約国から提供される場合に限っていると

読める。つまり、条約発効前または発効後に条約に違反して取得された遺伝資源には適用されないことになる。ここで注意が必要で、違反のものを通常の利用関係から排除することを意味しているものであり、違反して輸入した国から提供されることを問題視していないわけでない。ただし、条約規定に反する場合の具体的措置については触れられていない。「第4項：取得の機会を提供する場合には、相互に合意する条件で、かつ、この条の規定に従ってこれを提供する。」とあり、海外の遺伝資源を取得する場合は、お互いに合意する条件で、すなわちある種の契約を結んで、さらに、この第15条の規定に従って、相手国から提供されることを意味している。ここでは、入手に際し、相互に合意する条件 (Mutually Agreed Terms, MAT) の必要性を示唆している。「第5項：遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。」とあり、海外の生物遺伝資源を利用したい場合は、アクセスや利用の内容について相手国に説明して、その国の了解を取ることを意味している。ここでは、相手国の遺伝資源へのアクセスに際し、事前同意 (Prior Informed Consent, PIC) の必要性を示唆している。「第6項：締約国は、他の締約国が提供する遺伝資源を基礎とする科学研究について、当該他の締約国の十分な参加を得て及び可能な場合には当該他の締約国において、これを準備し及び実施するよう努力する。」とあり、海外の遺伝資源を利用して研究をする場合は、できるかぎり、原産国の研究者といっしょに、原産国で実施するこ

とを推奨している。「第7項：締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、次条及び第19条の規定に従い、必要な場合には第20条及び第21条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。」とあり、海外の遺伝資源を利用して得られた研究成果は、相互に合意する条件に従って共有し、研究開発・商業利用して得られた利益は、相互に合意する条件で、原産国に配分することを述べている。これらの仕組みをまとめると、図1ようになる。

次に関係するのが、CBD第8条(j)である。第8条(生息域内保全)の中で、先住民社会への配慮について述べている。バイオインダストリー協会の和訳文²⁾では、「(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。」とあり、第15条に基づいて定められる提供国の国内法令によって、政府PICの義務づけ、その付帯条件として、当該遺伝資源の地元の利害当事者から利益配分を含むローカルPICを得ていることを定めることもできるとしている。すなわち、先住民社会の特殊性に配慮したMATを推奨している。

名古屋議定書^{4,5)}では、CBDで定められたルールの適

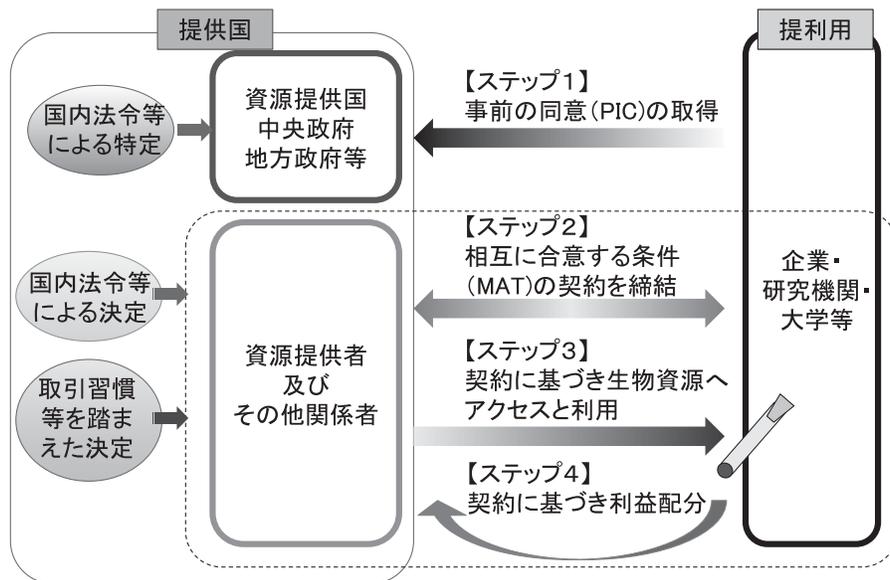


図1. CBDに基づく生物遺伝資源の利用の仕組み

正な実施を確保する措置を規定したものであり、特段新たなルールが決定したわけではないが、各国の裁量で、立法的措置、行政的措置、施策などを定めることができるとしており、それらの情報を公にするためのクリアリングハウスの設置を明記しており、関係する者の役割についても規定している。

3. 名古屋議定書の仕組み

名古屋議定書^{4,5)}とは、CBDで定められたルールの適正な実施を確保する措置を規定しているものであり、名古屋議定書に規定されたABSの仕組みについて解説する。

まず、ABSに関与している者として、①遺伝資源の提供者、②遺伝資源の利用者、③国のフォーカルポイント National Focal Points (NFPs)、④管轄国家当局 Competent National Authorities (CNAs) がある。①遺伝資源の提供者とは、たとえば民間の土地所有者、先住民や地域社会などがそれに該当する。国は、自国の天然資源の主権の権利を持っており、提供者側の国内法において、国家レベルでの遺伝資源に対する権利を決定するとし、それは利用者と相互に合意する条件 (MAT) の交渉に関与すべき遺伝資源へのアクセス権を付与する権限を有している。②遺伝資源の利用者とは、たとえば、植物園、医薬、農業、化粧品産業、コレクターや研究機関などの業界の研究者を含む多様なグループなどであり、基礎研究から新製品の開発までの、広い範囲の目的のた

めのアクセスを求める者のことである。③NFPとは、政府窓口のことであり、遺伝資源へのアクセスの取得に関し、ABSに関する情報を提供する責任を持つ者である。④CNAとは、権限ある国内当局のことであり、政府によって設立され、遺伝資源へのアクセスを許可する責任を持つ者である。地域または国レベルでの提供者を表す。

名古屋議定書における、遺伝資源へのアクセスの機会と利益配分までの手続きについて、図2に示した。それぞれのアクションについて、議定書の条項から説明する。

アクション1. 生物遺伝資源の提供国の情報を入手する

第13条（各国の政府窓口および権限ある国内当局）において、各締約国は、政府窓口と権限ある国内当局を設置し、それらの情報提供を行う。アクセスと利益配分に関して、一つの政府窓口と一つまたはそれ以上の権限ある国内当局を指定し、政府窓口は、遺伝資源の利用者に対し、PICやMATの設定のための手続きに関する情報を提供し、CBD事務局との連絡について責任を持つこととなっている。締約国より得られた情報は、「アクセスと利益配分クリアリングハウス (Access and Benefit-sharing Clearing-House, ABS-CH)」⁶⁾を通じてCBD事務局から提供されるしくみになっている。したがって、ABS-CHに掲載されている情報をまずは入手し、提供国の国内法や行政措置、さらに政府窓口と権限ある国内当局の情報を入手する。不明な点があれば、政府窓口にお問い合わせ情報を聞くことが必要である。

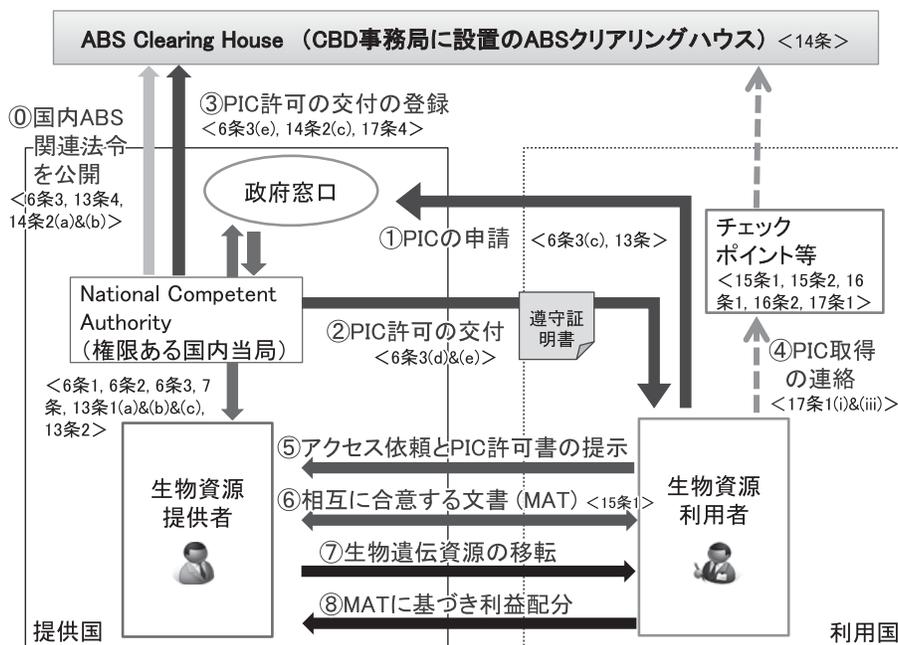


図2. 名古屋議定書の下での生物遺伝資源の利用の仕組み

アクション2. 生物遺伝資源の提供先との合意（MATの締結） 海外の微生物や植物を用いた研究開発においては、通常は、国際共同事業の下、もしくは海外で直接アクセスすることが想定される。国際共同事業の場合、共同事業先との間でMATの締結が必要となる。MATには、成果の取扱は勿論のこと、利益配分についても明記しておく必要がある。

アクション3. 生物遺伝資源国の事前の情報に基づく同意（PIC）の取得 第6条（遺伝資源へのアクセス）において、「第1項：天然資源に対する主権的権利を行使するに当たり、また、アクセスと利益配分に関するその国の法律または規制要件に従い、利用を目的とした遺伝資源へのアクセスには、当該資源を提供する締約国（当該資源の原産国又は当該資源を条約の規定に従って取得した締約国）が別段の決定を行う場合を除き、その国の事前の情報に基づく同意（PIC）を必要とする。」としている。すなわち、基本的には、政府窓口を介して、もしくは直接、権限ある国内当局からPICを取得する必要があるとしている。実際には、国際共同事業の場合、共同事業相手先と協力して、政府当局に連絡することが多いだろう。筆者が所属する機関では、アクション2とアクション3は、平行して実施している。

アクション4. 遵守証明書の入手 第6条（遺伝資源へのアクセス）第3項（e）において、提供国は、PICを付与する決定の証拠およびMATを設定したことを証拠として、許可証もしくはそれに相当するものをアクセスの時点で交付することを定めており、同時に、その旨をABS-CHに通報するとしている。利用者は、提供国より遵守証明書を入手することができ、ABS-CHでその情報が利用可能になった場合について、その遵守証明書は、国際的に認知された遵守証明書となり、提供国の国内法や規制が要求するのとおり、PICとMATが設定されていることを示す証拠となる。国際的に認知された証明書には、秘密でない場合には、次の最低限の情報を含める a) 交付当局、b) 交付日、c) 提供者、d) 証明書の固有の識別番号、e) 事前の情報に基づく同意の付与を受けた個人または組織、f) 証明書が対象とする事項または遺伝資源、g) 相互に合意する条件が設定されたことの確認、h) 事前の情報に基づく同意が取得されたことの確認、i) 商業的および/または被商業的な利用。

アクション5. 生物遺伝資源の入手 提供国の国内法や規制などに従って取得したPICとMAT、さらに（その入手が可能であれば）国際的に認知された遵守証明書をもって、当該遺伝子資源にアクセスし利用することができる。名古屋議定書の遵守のために、各締約国は、遺

伝資源の利用をモニターするため、および当該利用に関する透明性を高めるための処置を適宜とることとし、チェックポイント（checkpoint）を指定することとしている。しかし、チェックポイントの役割は厳密に設定されていない。遵守証明書についてチェックポイントに報告することにより、ABS-CHへの情報提供を行う場合もある。現在我が国は、名古屋議定書に批准していないこと、またABSに関する国内のルールを決めていないことから、現時点では、国際的に認知された遵守証明書については、利用者が大切に保管しておく必要がある。利用によって得られた利益については、MATで取り決めた内容に従って対応することになる。

締約国政府のアクション1. ABS-CHへの情報の提供 各締約国は、秘密情報の保護が損なわれることなく、この議定書により要求される情報ならびにこの議定書の締約国会合としての役割を果たす締約国会議の下した決定に従って要求される情報を「アクセスと利益配分のクリアリングハウス（ABS-CH）」に提供する。この情報には、(a) アクセスと利益配分に関する立法上、行政上および政策上の措置や、(b) 各国の政府窓口（national focal point）および権限ある国内当局（national competent authority）に関する情報が含まれる。遺伝資源へのアクセスを求める申請者を対象とし、事前の情報に基づく同意の取得および相互に合意する条件の設定（利益配分を含む）のための手続きに関する情報を提供する。

締約国政府のアクション2. チェックポイントの指定 名古屋議定書の遵守を支援するため、各締約国は、遺伝資源の利用をモニターするため、および当該利用に関する透明性を高めるための措置を適宜とるとしており、チェックポイントを指定する。チェックポイントの役割については、限定されているものではない。

締約国政府のアクション3. PICの締結と国際的に認められた遵守証明書の発行 生物遺伝資源の利用者からアクセスの申請があれば、その内容について検討し、許可する場合は、指定した機関を通して、PICの発行を行わなければならない。許可した申請の内容について、ABS-CHに登録し、国際的に認められた遵守証明書を発行することとしている。

4. 日本の生物工学分野の研究者の対応

日本の生物工学分野の研究者にとって、CBDや名古屋議定書が与えた影響とは何だったのだろうか。研究開発の対象としては、国内外問わず、目的とする生物資源

を研究対象としたい。しかし、CBDおよび名古屋議定書が発効した今、海外の生物資源にどのようにしてアクセスできるのか、また海外生物資源を利用する権利はどこまで許されていて、権利をどのようにして得ることができるのか、何ができて何ができないのか、一方で、海外への生物資源の持ち出しについては、注意を払う必要はないのかという、さまざまな疑問が浮かぶ。国際的なルールを理解し、各国に委ねられている裁量の中身について知ることがもっとも重要である。

各国の情報については、先にも述べたように、ABS-CH⁶⁾で入手することが可能である。ABS-CHのウェブサイトを図3に示した。名古屋議定書に批准している国がどこかについて知ることができる。また、国別に、法令、規制などについての情報が掲載されている。図3にはノルウェーの情報を掲載した。ABS関連の法令などが2件あることを示しており、それらの情報を入手して確認することができる。アクセスしようとしている国の情報を、まずはABSクリアリングハウスから入手することをお薦めする。ただし、残念ながら、ABSクリアリングハウスにはまだ十分な情報が収集されていない。そこで、相手国共同研究機関を通すなどして、提供国のABSに関連する情報を入手することが必要である。

次に、PICとMATを締結する者を明確にし、的確に締結する必要がある。MATを締結する者は共同研究先や生物遺伝資源の所有者であるので、利益配分も含め相互に合意する条件を決める。この場合、国が定めたルールがあれば、それに従う必要があるので注意する。PICの取得については、提供国のルールに従って入手する。国によってはPICの取得を必要としない国もあるので、それらも含め、提供国の情報を得ることが重要となる。PICを取得する際、国際的に認められた遵守証明書につ

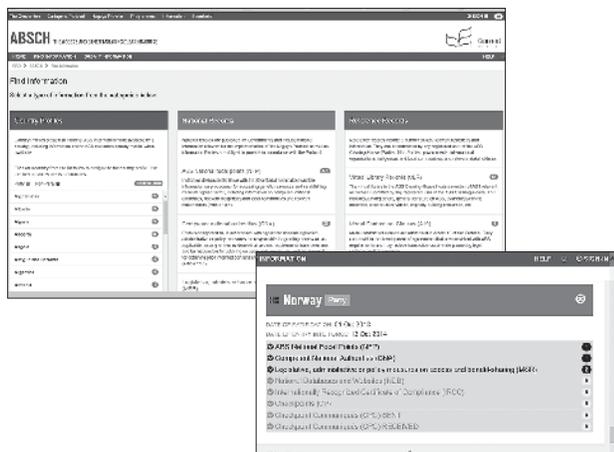


図3. ABSクリアリングハウスの一部例

いても提供国に求め、得られる場合は入手して大切に保管しておく。

遺伝資源の利用から生じる利益には以下の二つがある。研究・開発が商用製品につながった時に得られる金銭的利益、たとえばロイヤリティー、目標達成報奨金、ライセンス料などがある。他にも技術移転、研究能力の強化といった非金銭的利益がある。MATにおいて、利益配分を明確にしておく必要がある。ボンガイドライン⁷⁾によると、それぞれ、下記のようなものが含まれる。

<金銭的利益>

- (a) アクセス料金、または収集やその他の方法で取得した標本ごとの料金
- (b) 前払い金
- (c) マイルストーン支払金
- (d) ロイヤリティー支払金
- (e) 商業化の場合の実施許諾料
- (f) 生物多様性の保全と持続可能な利用を支援する信託基金へ支払う特別料金
- (g) 給与および相互に合意する場合には特惠条項
- (h) 研究資金
- (i) 共同事業
- (j) 関連する知的財産権の共同所有など。

<非金銭的利益>

- (a) 研究開発成果の共有
- (b) 可能な場合は提供国内での科学的な研究開発プログラム、特にバイオテクノロジー研究活動における共同、協力および貢献
- (c) 製品開発への参加
- (d) 教育訓練における共同、協力および貢献
- (e) 遺伝資源の生息域外施設とデータベースへの入場許可
- (f) 遺伝資源の提供者に対する、譲許条項と優先条項を含む公正で最惠当事者条件下での知識と技術の移転、特にバイオテクノロジーを含む遺伝資源を利用する知識と技術、または生物多様性の保全と持続可能な利用に関する知識と技術
- (g) 利用者としての開発途上締約国および経済移行過程締約国への技術移転。遺伝資源を提供する原産国内での技術開発の能力の強化。原住民・地域社会による遺伝資源の保全と持続可能な利用能力の促進
- (h) 制度的な能力開発
- (i) アクセス規制の行政管理と実施の能力を強化するための人的および物的資源
- (j) 提供締約国が全面的に参加し、可能ならばその締約

- 国内で行う、遺伝資源に関連する研修
- (k) 生物学的目録と分類学研究を含む、生物多様性の保全と持続可能な利用に関連する科学情報へのアクセス
 - (l) 地域経済への貢献
 - (m) 提供国内での遺伝資源の利用を考慮した、保健および食糧安全保障のような優先度の高いニーズに沿った研究
 - (n) アクセスと利益配分の協定から生じ得る機関間や職業上の関係およびその後の共同活動
 - (o) 食糧・生活安全保障上の利益
 - (p) 社会的認知
 - (q) 関連する知的財産権の共同所有 など。

以上をまとめると、実際に海外の生物遺伝資源にアクセスする際、ABSに関し考慮すべきポイントとしては、①相手国および相手機関と、PICおよびMATを書面にて締結することが望ましく、相手国仲介者の信頼性と継続性が重要である。相手機関との信頼関係があると、相手国内の手続きも進みやすい。次に、②契約時に利益配分について協議が必要。たとえば学術研究の場合は、人材育成や共著にて論文発表するといった非金銭的利益配分や、医薬品などの商業利用の場合などは貢献度に応じた金銭的利益配分について事前に決めておく。その他として、③アクセスした際、その記録は必ず取る。アクセスした後もそれら出所の証拠となる記録は残しておく。

現在、日本の政府機関や政府による委託事業先がABSに関する情報提供を行っている。海外産生物遺伝資源を用いた研究開発を実施している方や、これから始めようとしている方は、ABSに関し不明な点があれば、表1に示した機関で相談に応じてくれる。

5. 最近の海外の動き

名古屋議定書批准国は、2016年2月現在で72か国となった。先にも述べたように、日本は批准してはいない状態である。批准国の多くは、発展途上国が多く、提供国側の比率が利用国側より圧倒的に多い。一方、国内法を制定している国はわずかであり、実際の手続きやルールが明確でない国が多い。

ABSに関する国内法を制定した国や連合について見てみる。提供国側の措置として、まず、生物遺伝資源の対象について、派生物や遺伝子の塩基配列などの情報も対象にしている国があるということである。名古屋議定書では、派生物については明記されているものの、その扱いについては規定されていない。すなわち、締約国の裁量に任せられている。アフリカ、インド、ブラジルなどが派生物を、ブラジル、ノルウェー、マレーシアが情報も対象にしている。さらに、インドはコモディティとして売られているものが加工され販売される場合は対象になるなど、各国に違いがある。さらに、利用についてだが、生物遺伝資源へのアクセスを国内に限っているのがブラジルである。もし、海外の研究者がブラジルの生物遺伝資源にアクセスする場合は、ブラジルの研究者と共同事業をするなどして利用しなければならない。また、著者が所属する微生物資源センター（コレクション）が保有する生物遺伝資源もABSの対象であり、特にフランスでは、以前に（名古屋議定書発効前）コレクションから入手した生物遺伝資源であっても、利用目的が異なるとして利用する場合は、新たな利用の許可を得なければならないような法令案が出されている（参考資料：フランス国内法令）。すなわち、遡求が適用されることになる。自分が扱っている材料が、どこの国の資源であるかで、

表1. 生物遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する情報の提供を行っている機関の一例

機関名	ウェブサイト	電話番号
環境省環境省 自然環境局自然環境計画課 生物多様性施策推進室	http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/	03-5521-8150
農林水産省大臣官房政策課 環境政策室利用推進班	http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_win_abs.html#win	03-3502-8111 (内線3294)
(一財) バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所	http://www.mabs.jp	03-5541-2731
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構国立遺伝学研究所 知的財産室ABS学術対策チーム	http://idenshigen.jp	03-5542-1931
(独) 製品評価技術基盤機構 バイオテクノロジーセンター国際戦略課	http://www.nite.go.jp/nbrc/global/index.html	0438-20-5909

対応が異なることに注意を払わなければならなくなるだろう。

6. 自国の遺伝資源への対応

現在、ABSに関する日本の生物遺伝資源の対応はどのようなすればいいのだろうか。日本には、ABS国内法は存在しない。しかしながら、土地は個人の所有物もしくは国の管轄とされており、立ち入ったり、サンプルを入手するにはそれぞれに対応した法律（民法や自然公園に関するさまざまな法令）が存在する。日本人であろうとなかろうと同様の規則に対応してアクセスしなければならない。不法に入手した生物遺伝資源以外は、問題なく利用して構わない。

一方、日本産の微生物を用いて海外展開する場合、特別な規制（戦略物資など）がない限り国外持ち出しは可能である。輸出先の国の法律、たとえば植物防疫法や動物防疫法などに対応する必要がある程度である。筆者の所属する微生物資源センターでは、安全寄託という制度がある。微生物を対象に、所有している方から預かって安全に保管するというサービスであり、預かった際に、証明書を発効している。国産の微生物資源を海外の自社工場で利用する際、海外産の生物遺伝資源と疑われないために預けたいという依頼がある。すべての微生物資源を特許寄託するわけではないので、既存の特許制度ではこの問題是对応できない。では、政府としてPIC制度を導入すればその心配はないのだろうか。海外では生物遺伝資源の提供国として、PICを求める動きがある。発展途上国に多く見られる。日本国内の生物遺伝資源の規制について、環境省主催の名古屋議定書に関する国内措置の在り方勉強会でも議論された。フィリピンの例を見ると、国内PIC制度を導入した国の遺伝資源の取得が利用者にとって困難となり、結果としてそれらの国が利益の配分を得難くなると考えられる。学術研究利用の観点からは、国際競争力の確保のためには必要な遺伝資源などを最小限の手続きで、かつ、時宜に即した形で海外とやりとりする必要がある。国内PIC制度が導入されれば、研究者間の共有の手続きに支障をきたす可能性が高く、産業利用の観点からも、国内PIC制度の導入が裏目に出る可能性が考えられる。前述のような課題を解決するには、現行としては、保管制度と何らかの証明書で対応できればと考えている。

7. おわりに

名古屋議定書への対応には、情報収集と正しい理解が重要だと思われる。日本には、表1に示したような情報

を収集し分析する機関が存在する。そのような機関と相談しながら進めることで、海外産生物遺伝資源を用いた生物工学分野の研究を停滞させることなく進めることができる。確かに、海外の生物遺伝資源へのアクセスについて躊躇している傾向にあるが、国によっては日本との共同研究を活発にし、研究成果を出すことが結果的に自国の利益につながると考える提供国も増えてきている。その証拠に、アクセスを容易にし、研究開発はハードルを低くし、製品の認可の際にチェックを受けるという方針を打ち出しているところも出てきた。研究を始める前に共同相手国を調査し、共同研究先との間で信頼関係を確立することが、海外産生物資源を用いた研究開発を成功させる鍵であると思う。

文 献

- 1) CBD事務局 Text of the CBD : <https://www.cbd.int/doc/legal/cbd-en.pdf> (2016/4/19)
- 2) バイオインダストリー協会 生物多様性条約 (JBA日本語訳) : <http://www.mabs.jp/archives/joyaku/index.html> (2016/4/19)
- 3) 環境省 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 (ABS) : <http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/> (2016/4/19)
- 4) CBD事務局 Nagoya Protocol text : <https://www.cbd.int/abs/doc/protocol/nagoya-protocol-en.pdf> (2016/4/19)
- 5) バイオインダストリー協会 名古屋議定書 (JBA訳 H23.1.31改定版) : <http://www.mabs.jp/archives/nagoya/index.html> (2016/4/19)
- 6) アクセスと利益配分のクリアリングハウス (ABS-CH) : <https://absch.cbd.int/> (2016/4/19)
- 7) バイオインダストリー協会 ボン・ガイドライン (JBA訳2011.5.31改定版) : http://www.mabs.jp/archives/bonn/bonn_guidelines_2011.pdf (2016/4/19)

参考資料

- 1) 磯崎博司他編集：生物遺伝資源へのアクセスと利益配分—生物多様性条約の課題—, (財) バイオインダストリー協会生物資源研究所監修 (2011).
- 2) 森岡一著：生物遺伝資源のゆくえ—知的財産制度からみた生物多様性条約 (2009).
- 3) (財) バイオインダストリー協会, 経済産業省：遺伝資源へのアクセスの手引き第二版 (2012).
- 4) Ando, K.: *Jpn. J. Med. Mycol.*, **47**, 53 (2006).
- 5) 生物多様性事務局ウェブサイト : <https://www.cbd.int> (2016/4/19)
- 6) 環境省ウェブサイト : <http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/> (2016/4/19)
- 7) 外務省ウェブサイト : http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/seibutsu_tayosei/ (2016/4/19)
- 8) (一般) バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所ウェブサイト : <http://www.mabs.jp> (2016/4/19)
- 9) フランス国内法令 : <http://www.senat.fr/dossier-legislatif/pjl14-359.html> (2016/4/19)